

講師派遣助成制度についてのお知らせ

日本ブルーベリー協会では、「ブルーベリー産業」の発展を更に促進するため、各地域等での講習会、研修会、学習会、セミナー等（以下「講習会等」という）に、協会認定の講師を派遣するための制度を規定しました。派遣制度内容は下記となりますので、ぜひ協会の皆様ご活用ください。

＜制度の内容＞ 協会が認める団体（以下詳細あり）が講師を派遣する場合、協会が下記費用を助成（負担）します。

講師料：金30,000円（1回の派遣につき）



＜派遣の手続き等＞

派遣要請を希望する団体は、講習会等の内容を明記した計画書（様式あり）をあらかじめ協会にご提出ください。協会は開催期日等を調整し講師を派遣します。（主催者は各地域の団体等を原則とします。）

その後、協会内に設置する認定委員会にて、提出された計画書の審査を行い派遣を決定します。決定の結果は書面にて、申請者、派遣講師に通知します。

また、講習会等の終了後、講師派遣を受けた団体は速やかに、所定の「事業報告書」（様式あり）を協会へご提出ください。講習会等が実施されたことが確認され次第、派遣の費用を清算いたします。

※（様式あり）は協会規定の様式を使用します。詳しくはお問い合わせください。

＜派遣の対象となる講習会＞※代表者は協会会員であること

- （1）ブルーベリー栽培（植栽・育成管理等）に関する講習会等
- （2）ブルーベリーの剪定、接ぎ木、挿し木等の講習会等
- （3）ブルーベリーの加工品開発に関する講習会等
- （4）ブルーベリー園の経営（植栽計画・品種選定等）に関する講習会等
- （5）SNS活用法に関する講習会等

＜派遣する講師＞

- （1）協会認定の「ブルーベリー栽培士」
- （2）協会役員
- （3）協会が派遣するにふさわしいと判断する者



まずは協会までお問い合わせください

詳細のわかる規定書と、提出に必要な様式等をお送りいたします。